

ID: 5398

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	道路協力団体の指定の取消し		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の62第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の62第3項及び第48条の61の規定による。 ((監督等)) 第48条の62 道路管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、道路協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 道路管理者は、道路協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、道路協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 道路管理者は、道路協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 (道路協力団体の業務) 第48条の61 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。 1 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。 2 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定めるものの設置又は管理を行うこと。 3 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。 4 道路の管理に関する調査研究を行うこと。 5 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 6 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日